102-144

問題文

薬剤師免許に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 薬剤師が被補助人になった場合には、免許が取り消される。
- 2. 薬剤師免許証の交付によって効力が生じる。
- 3. 薬剤師国家試験に合格した者には、申請手続を要せず免許が与えられる。
- 4. 視覚又は精神の機能の障害により薬剤師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者は、免許を与えられないことがある。
- 5. 絶対的欠格事由である成年被後見人とは、判断能力が欠けているのが通常の状態にある者として、家庭 裁判所から後見開始の審判を受けた者である。

解答

4.5

解説

選択肢1ですが

成年被後見人、被保佐人になると取消です。被補助人であれば、取消にはなりません。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 ですが

免許の効力 は、 **薬剤師名簿登録** で生じます。免許の交付によってではありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

申請手続きは必要です。合格したのに、申請手続きを忘れると薬剤師名簿に登録されません。つまり、免許の効力が生じず、薬剤師としては働けない点に注意が必要です。よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4.5 は、正しい記述です。

以上より、正解は 4,5 です。

※ 令和元年改正により、絶対的欠格事由は「未成年のみ」となりました。

類題)、